**専門部会について**

**資料 3-2**

**１．設置の根拠**（南島原市総合計画審議会条例より抜粋）

|  |
| --- |
| （部会）  第７条　審議会は、第２条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。  ２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。  ３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。  ４　部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。  ５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 |

● 過去の基本計画策定の際には、全て専門部会を設置。

● 主な役割は、計画書記載内容に関する審議（確認・意見・修正等）。

**２．設置の理由**

・審議項目が膨大であること（現行計画の施策細分としては１９４項目）。

・各委員の専門分野・得意分野等に分けて協議した方が有効であること。

**３．部会の編成（案）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部会名 | 部会の主なテーマ（８本柱との対応） | | 項目 |
| 生活部会 | ①自然環境 | 自然、環境、循環型地域社会づくり 等 | 73 |
| ④健康福祉 | 保健、医療、福祉、介護、子育て、社会保障 等 |
| ⑤人づくり | 教育、生涯学習・スポーツ、地域間交流、国際交流 等 |
| 事業部会 | ②郷土文化 | 歴史・文化財、郷土文化・芸術、地域おこし 等 | 80 |
| ③産業経済 | 農林・水産・商工業、観光振興、雇用対策 等 |
| ⑦基盤整備 | 道路・河川、住宅、上下水道、公園、公共交通、情報化 等 |
| 行政部会 | ⑥安心安全 | 防災、消防、防犯、交通安全、消費者保護 等 | 41 |
| ⑧協働行政 | 市民協働、人権尊重・男女共同参画、行財政運営 等 |

※項目数は前期基本計画における施策の数です

**４．部会の構成**

・部会の配属については、審議会条例に「会長が指名」と定められていますが、各委員の意向や選出分野も考慮しながら会長と調整し、配属を決定する予定。

　→今回の審議会（第2回審議会）の最後に意向調査票と返信用封筒を配布。後日事務局あて提出された調査票を基に会長と協議し、次回審議会（第3回審議会）時に配属案を提示する予定です。

・各部会の配属人数は、「２．部会の編成（案）」で示した協議施策数を考慮し、生活部会５名、事業部会５名、行政部会４名を想定（会長／学識経験者を除いて配属）。

**５．部会長、職務代理者（副部会長）**

　・各部会に部会長及び職務代理者（副部会長）を置く。

　・部会長・職務代理者（副部会長）の役割は、条例記載のとおり。

　・第3回審議会（10月5日予定）時に部会ごとに分かれ、協議により決定。

**６．部会の開催回数等**

・１０月中旬～１１月下旬の間に、最大４回開催可能。

・開催日程は、第3回審議会時に、各部会に分かれて調整・決定。

・開催時間帯は、各委員の都合を調整した結果として、夜間開催も可能。

・各専門部会には事務局員（財政課職員）を各１名配置。

**７．部会における具体的な協議の内容**

部会では、第Ⅱ期後期基本計画の各施策の方向性や内容、数値目標、市民の役割などが示された「基本計画評価・構築シート」を基に、その内容の確認と、文言や数値目標に関する修正等を協議し、意見として提示していただきます。

「基本計画評価・構築シート」は、各部局から提出されたものを事務局でヒアリングを行い、現在、各部局へ確認・修正作業を行っているため、次回審議会（第3回審議会）時に配布予定としています。

また、政策や施策の体系についても、確認等をしていただく予定です。

　部会における協議の流れは、以下のとおりです

①「基本計画評価・構築シート」（計画書本文案）を分野別に確認、協議。

② 協議した内容（修正意見等）は事務局を通じて各担当課へ照会。

③ 担当課で施策内容の調整を行い、その結果を事務局へ報告。

④ 各担当課での調整結果を、部会で再度確認。

⑤ 部会での確認結果や意見をもとに、事務局で後期計画素案を編成。

⑥ 各部会での協議結果を、部会ごとに審議会に報告。

【部会における協議のフロー図】

**審 議 会**

**（全体会）**

**⑥協議結果**

**報　告**

⑤後期計画素案編成

生活部会

修正

意見

②意見修正を

担当課照会

施策内容の調整等

担当課

①分野別に

部会で協議

基本計画評価・構築シート

（計画書施策案）

事務局

（財政課）

事業部会

修正

意見

④調整結果を確認

行政部会

修正

意見

⑤ 調整結果意見

③ 調整結果の報告

**８．今回検討していただきたい内容**

（１）専門部会の設置の要否

（２）設置する場合、次の点について意見を伺う

　　① 専門部会での取り扱い分野・名称

　　② 配属人数

　　③ 部会における協議の流れ

　　④ 協議の回数